

保発 0128 第 2 号
令和 8 年 1 月 28 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
〔公印省略〕

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令等の公布について

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 15 号。以下「改正告示」という。）が、本日公布及び告示され、本年 4 月 1 日から施行及び適用される。

改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひする。

記

第 1 改正の趣旨

- 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」

という。)により、健康保険法(大正11年法律第70号)に保険医療機関の管理者に係る規定が新設されるとともに、医療法(昭和23年法律第205号)にオンライン診療受診施設に係る規定が新設されることとなった。

- これを踏まえ、保険医療機関の管理者については、以下の①及び②に関する規定を保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。)に、②に関する規定を高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。)に、それぞれ新たに規定する。
 - ①保険医療機関の管理者が満たすこととされている要件について、改正法による改正後の健康保険法第70条の2第1項第2号において、同号に規定する経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者と規定されていることに基づく当該要件
 - ②保険医療機関の管理者の責務として、改正法による改正後の健康保険法第70条の2第2項において、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険医療機関の管理及び運営について必要な注意を行うこととされていることに基づく当該責務
- また、オンライン診療受診施設に係る見直しに関しては、保険薬局がオンライン診療受診施設との関係で行ってはならない行為を保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。)及び療担基準に規定する。

第2 改正の内容

- (1)改正法による改正後の健康保険法第70条の2第1項第2号において、保険医療機関の管理者の要件として、同号に規定する経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であることが規定されていることから、当該要件として、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した者であって、次に掲げるものに該当することを療担規則に規定する。(改正省令第1条の規定による療担規則第11条の4の新設関係)
 - ①保険医療機関(医師の場合は、病院に限る。)において、保険医として3年以上診療に従事した経験のある者であること。
 - ②健康保険法第63条第3項第2号又は第3号に掲げる病院又は診療所(医師の場合は、病院に限る。)において3年以上診療に従事した経験のある者であること。

- ③ 医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後3年以内の者であること。
 - ④ 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。
 - ⑤ 矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として5年以上勤務した経験のある者であること。
 - ⑥ ①、②又は⑤の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が5年を超える者であること。
 - ⑦ 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者等のやむを得ない事由がある者であること。
- (2) 保険医療機関の管理者の責務として、改正法による改正後の健康保険法第70条の2第2項に規定する責務のほか、次に掲げるものを療担規則に規定し、これに準じたものを療担基準に規定する。(改正省令第1条の規定による療担規則第11条の5の新設及び改正告示第1条の規定による療担基準第11条の4の新設関係)
- ① 保険医療機関内の保険医が療担規則の第2章「保険医の診療方針等」を遵守するよう監督すること。
 - ② 保険医療機関内において、療養の給付に関する申請、届出等に係る手続や療養の給付に関する費用の請求に係る手續が適正に行われるよう監督すること。
 - ③ 保険医療機関内の診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。
 - ④ 保険医療機関内の医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (3) 薬担規則第2条の3第1項及び療担基準第25条の3第1項に規定する保険薬局が行ってはならない行為として、以下の①と②を療担規則に規定し、同様の事項を療担基準にも規定する。ただし、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画におけるべき地(無医地区及び準無医地区をいう。)に所在する保険薬局にオンライン診療受診施設が設置される場合については、①は適用しないこととする。(改正省令第2条の規定による薬担規則第2条の3の改正並びに改正告示第1条の規定による療担基準第25条の3の改正

及び第2条の規定による療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第12の2の新設関係）

- ① オンライン診療受診施設と一体的な構造とし、又は一体的な経営を行うこと。
- ② オンライン診療受診施設に対して、当該保険薬局で調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

第3 施行・適用期日

令和8年4月1日から施行・適用する。